

東京国公だより

【電話】03-3501-6973

【FAX】03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

UR: <http://tk-kokko.org/>

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 09-2号 2019/10/08

残業上限、75%が原則の倍＝中央省庁の国家公務員 《人事院の調査で明らかに》 月80時間を6ヶ月連続 もOK?これでは「働き方改革」の趣旨に逆行です

人事院は例外指定の適正について厳正な確認調査を

国家公務員の残業上限をめぐり、中央省庁職員の74・7%が月100時間未満、年720時間の残業を容認する枠に指定されたことが、人事院の調査（人事院が各省庁の4月1日時点の指定状況調べ）で、このほど明らかにされました。

原則は月45時間、 年360時間と規定

国家公務員の残業については、2019年4月施行の人事院規則では原則月45時間、年360時間と規定されましたが、国会対応や法令協議、予算折衝、外交など、いわゆる他律的業務に関わる職員等については、年720時間の残業を認めました。

中央省庁では74・7%

地方組織では9・9%が年 720時間の例外指定

どの部局、どの職員を「720時間残業」に指定するかは各省庁が決めることとされていますが、国会対応や法令

協議、予算折衝、外交などは業務量の加減が難しいとして、74・7%、4人に3人が原則から外れました。

年720時間の残業上限は民間企業では臨時的な特別の事情がある場合とされており、人事院は指定が適切かどうか確認するとしています。不適切と判断すれば見直しを求める方針とのことです。なお地方機関など本省庁以外の職員では9・9%が指定されています。

民間では罰則規定の上、例 外720時間

国家公務員の残業上限をめぐっては、人事院が2009年にまとめた指針で年360時間、特段の事情があれば年720時間を目安に設定、今年4月から大企業に罰則付きの残業規制が導入されるのに合わせ、人事院は指針をより強い規則に格上げするとともに、月単位の上限も設けたわけです。

国会対応や外交、法令協議、

月80時間6ヶ月連続で OKですか？

予算折衝などで繁忙期があり、業務量を調整しにくい場合があるとすると、75%の職員を月100時間未満、年720時間の残業を例外的に認める（月45時間を超えられないのは年6回―平均80時間）ことは、「働き方改革」の趣旨に逆行するのではないのでしょうか？これでは月80時間6ヶ月連続でOKですか？

人事院には各省庁の指
定が適切なものであった
かどうかの厳正な確認
調査を求めます。



人事院規則

人事院規則一五・一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）

人事院規則一五・一四の第十六条の二の二 各省各庁の長は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあつては、時間）

イ ロに掲げる職員以外の職員 次の（１）及び（２）に定める時間

（１） 一箇月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間

（２） 一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間

ロ 一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（１）及び（２）に定める時間及び月数

（１） 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

（２） イ及び次号（ロを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事院が定める期間において人事院が定める時間及び月数

二 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として各省各庁の長が指定するものに勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一箇月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満

ロ 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

ニ 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六箇月

2 各省各庁の長が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事院が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として人事院が定める場合も、同様とする。

3 各省各庁の長は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事院が定める。

なお、国家公務員の残業については、人事院の詳細説明を東京国公のHPに掲載しましたので、

ご覧になって下さい。→JRL : <http://tk-kokko.org/> G o o g l e

Google でも Yahoo!でも「東京国公」で検索すれば、トップに表示されます。